

議 事 録

第 29 回 定 例 総 会

令和元年12月9日

太田市農業委員会第29回定例総会議事録

開会日時 令和元年12月9日(月) 午後2時
 閉会日時 令和元年12月9日(月) 午後3時5分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (20人)
 1 藤澤武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶 13 山田 清作
 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫 17 清水 由紀江
 18 武内 満 19 藤本 富久 21 片亀 昌子 22 中村 薫

欠席委員 (2人)
 9 小林 良孝 20 茂木 利子

出席職員 (7人)
 富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
 青木主任 野村主事

会議に付 した事項	議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第7号及び8号の規定による専決処分について	
	報告第3号	農地法第5条第1項第6号及び7号の規定による専決処分について	
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第29回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員20名、欠席の委員2名で
ございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立すること
をご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ござ
いませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、15番 石原 孝志 委員 と 16番 新井 章夫 委員の
お二人にお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木
主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありました
ら報告願います。

事 務 局 ありません。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を
求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東金井町の土地 234 m² 外2筆 計907 m²について、太陽光
発電事業用地として許可を受けたが、許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いい
たします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い
します。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願いま
す。
- 13番委員 現地を確認したところ、申請地は耕作されており、農地のため特に問
題なく、取消相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたしま
す。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長
宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は5件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数5件について、朗読し詳細に説明する。

1番及び2番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。押切町の土地 畑 793 m² 外3筆 計3,155 m²、区分地上権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置したい。

3番及び4番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。新田市野井町の土地 田 607 m² 外3筆 計2,804 m²、農地を譲り受け、農業に精進したい。

5番 藪塚町の土地 田 1,125 m² 外2筆 計4,032 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

なお、1番及び2番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。また、3番から5番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いするわけですが、番号1番と2番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされており。

なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際にあわせて審議するものといたします。

それでは、番号3番と4番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員

番号3番、4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。なお、譲受人が同一のため、あわせて報告いたします。

譲受人は意欲的に農業に取り組んでおり、今回の申請は農地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。現地を確認したところ、一部稲刈り

がされた後で特に問題もなく、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

番号3番、4番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第5地区協議会より番号3番と4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号5番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 5番について、地区協議会で調査した結果を報告します。
譲受人は水田を中心とした農家で、意欲的に農業に取り組んでおりまして、今回の申請は農地を譲り受けて経営規模を拡大するものです。現地を確認したところ、周辺農地への影響もなく、問題ないと思われ、農地法第3条第2項に該当しないため、許可要件を満たしているものと意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、第6地区協議会より番号5番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 飯塚町の土地 2,476 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

農地改良として一時転用するものです。

2番 新田上田中町の土地 1,870 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

3番 藪塚町の土地 2,214 m²の内678.86 m²、農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、原則転用不許可となりますが、「農業用施設用地として用途区分の変更が行われている農地で、農業用施設を建設する場合」には例外規定があり、問題ないと考えます。

農機具置場及び堆肥置場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、ブルーベリーを栽培するために田から畑に農地改良したく申請するものです。西、北は農道、東は市道、南は田、周辺の農地に被害を及ぼさないように注意しますとのこと、再度ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

- 委員 員 なし。
 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号2番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は水田から畑作にするための農地改良の一時転用であり、転用後、果樹を作付する計画もあります。現地を確認したところ、周囲は、南は建設会社の資材置場、北は生コン会社の資材置場、東は道路、西は水路で周辺農地の支障もなく、許可相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 員 なし。
 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号3番について地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等調査を行いました。申請人は相続により取得した土地を農機具置場、堆肥置場として使用していたんですが、許可を得ていないことが判明したため、誓約書を添付して是正したいというものです。現地を確認したところ、周囲は申請人の畑、そして左、東側は道路であり、周辺農地への影響もなく、許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 12番委員 今回の3番の申請者と、議案第2号5番の譲受人は同一人ですか。
- 6番委員 違います。3番の申請者の長男のかたが議案第2号5番の譲受人です。
- 議長 ほかにご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 大原町の土地 240 m²について、一般住宅用地として許可を得たが、計画を実行できなくなったため、権利を承継するものです。以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は一般住宅用地として許可を取りましたが、けがをしたために長男と同居することになりました。よって、権利を承継するものです。現地を確認したところ、南は道路、西と東は宅地、北は牧草畑です。周辺農地への支障もなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありました。

委員	ご意見、ご質問等ございますか。
議長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
議長	続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は25件です。 事務局より、提案をお願いいたします。
事務局	提出件数25件について、朗読し詳細に説明する。

1番 細谷町の土地 342 m² 外1筆 計499 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 細谷町の土地 330 m² 外1筆 計425 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 411 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 722 m² 外1筆 計1,321 m²、農地区分 第二種、診療所用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 367 m²、農地区分 第二種、店舗・調剤薬局用地として転用するものです。

6番 東金井町の土地 10 m² 外3筆 計917 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

7番 東金井町の土地 2,263 m² 外7筆 計8,735 m²、農地区分 第二種、物流センター用地として転用するものです。

8番 東長岡町の土地 275 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 東長岡町の土地 429 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 290 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 375 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12番 下小林町の土地 493 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

13番 緑町の土地 214 m² 外2筆 計576 m²、農地区分 第二種、露天建設資材・機械置場用地として転用するものです。

14番 只上町の土地 923 m² 外2筆 計2,675 m²、農地区分 第二種、店舗用地として転用するものです。

15番 吉沢町の土地 16 m² 外48筆 計12,496.02 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 丸山町の土地 234 m² 外2筆 計1,321 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

17番 尾島町の土地 39 m² 外1筆 計251 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 押切町の土地 793 m²の内2.01 m² 外3筆 計3,155 m²の内15.52 m²、農地区分については、「今後長年にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。

営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

19番 安養寺町の土地 1,133 m² 外2筆 計1,300 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田市役所尾島庁舎から概ね300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

露天資材置場及び駐車場用地として転用するものです。

20番 新田中江田町の土地 453 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田村田町の土地 281 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田村田町の土地 1,520 m²、農地区分 第二種、露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

23 番 新田市野井町の土地 490 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

24 番 新田金井町の土地 349 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25 番 大原町の土地 221 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番から3番を報告いたします。

番号1番及び2番の申請内容はほぼ同様であり、譲渡人が同一の1筆を分筆した申請地のため、一括して報告いたします。

番号1番、2番の申請人は、太田市内の賃貸アパートに住んでおり、以前から戸建て住宅を検討しており、資金の都合もついたので、住環境の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は、先月度申請許可された宅地であり、東側は近々許可申請が出されると思われる畑、北側は畑、西側は山林及び墓地で、周辺農地への支障もなく、問題はないので、1番、2番ともに許可相当と意見決定いたしました。

番号3番の譲受人は、婚約中であり、子どももおりますが、別々に暮らしており、結婚を機に住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、南側は道路を挟んで宅地、ほか東側と西側は最近転用された宅地であり、北側は開発が予定されていると思われる田となっております。周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

1番、2番、3番について、再度審議のほどよろしくお願いたします。

す。以上。

1 2 番委員

続きまして、4番と5番を報告させていただきます。

まず、番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。譲受人は医師であり、以前より外科診療所の開設を行い、その開業を考えていたところ、近隣の環境や需要を考慮した結果、本件申請地が適地と判断し、購入することになったものであります。現地を確認したところ、東は市道、南、西は水田、北は薬局の開設予定地であります。周辺農地への支障もないものと思え、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議をいただきたく、お願いいたします。

続きまして5番です。譲受人である法人は、医薬品の製造及び販売で事業をしている会社であります。今般、事業の拡大に伴い、新規薬局の開設用地確保が必要となり、該当地を探していたところ、新規開業医院の隣となる本件申請地が適地と判断し、本件申請に至りました。現地を確認したところ、南は医院の開設予定地、西側は従来からの水田になっております。周囲の農地には特に支障はないものと思え、許可相当と意見決定をいたしました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号6番から16番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 3 番委員

6番から12番まで報告させていただきます。許可基準チェックリストに基づいた調査報告をいたします。

6番、5月に許可となりましたが、866-1が追加となり、今回、取消とともに改めて5条許可を申請するものです。地区協議会で許可相当と意見決定いたしました。

再度のご審議をよろしく申し上げます。

続きまして7番、9月に太陽光発電用地として申請があり、申請開発面積と発電量に疑問があると地区協議会で指摘したところ、本会議にかかる前に申請取り下げとなった案件です。前回、申請者も土地関係者として今回申請にかかわっており、取り下げた理由の説明もなく、農業委員会を軽視しているのではないかという結論になり、再度、調査を要するため保留といたしました。

再度のご審議をお願いいたします。

続きまして8番、申請者は太田市内のアパートに住んでおり、申請地を取得し、住宅を新築するものです。現地調査をしたところ、北側は道路、南、東、西側は宅地であり、周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして9番、申請人は太田市内に居住しており、祖母の所有地に住宅を新築するものです。現地調査をしたところ、東側は田、南側は祖母所有の田、西側は宅地及び田、北側は水路です。水路に橋をかけて出入りする通路で使用する予定です。水路利用の許可は取得しておりますので、許可相当と意見決定いたしました。

番号10番です。譲受人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、東、北は道路、西は畑で、南は11番の申請地で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして11番、11番は10番と同じ持ち主なので、同じようなことになっていきますので、よろしく申し上げます。

それから、12番の譲受人は幼稚園を運営しており、園舎の増設に伴い、送迎用駐車場が不足していることから申請地を借り受け、駐車場として使用したいとのことです。現地を確認したところ、東は道路、南、北は畑で、西は一部宅地を資材置場として利用しております。周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

6番から12番の再度審議のほど、よろしく申し上げます。

1 番 委員

次に、13番から16番まで説明をいたします。

13番は、譲受人は土木工事業を営んでおり、不足する資材置場として利用する申請です。現地調査をした結果、申請地及びその周辺は竹やシノのやぶ、林状態であり、周辺農地も耕作はしておりません。そこで影響はないと判断できるわけですが、該当地はことしの9月に資材置場として申請許可を受けた土地の隣接地であり、周辺にはほかにも同社の資材置場があり、整然と管理されており、特段問題なしと地区

協議会で意見決定いたしました。

次に 14 番です。譲受人は道路沿いで集客が見込まれる申請地を借り受け、ドライブイン機能を備えたコンビニエンスストアを設置する旨の申請です。現地調査したところ、東は建設会社の重機置場、西は道路から太田山前線の鹿島橋、南は伊勢崎足利線の道路、北は道路となっており、周辺農地への影響はないと地区協議会で意見決定しました。次に 15 番、譲受人は建設重機、機械輸送及びリース業を営んでおり、事業拡大に伴い重機等の駐車場が不足しているため、国道沿いの申請地を取得し、駐車場として利用する申請です。当該地は 49 筆ありますが、一体利用のため一括して説明をいたします。

現地調査の結果、東は工場、西は水源地、南は国道 50 号、北は緑地公園となっており、国道 122 号と緑地公園の間の細長く続く土地で、周辺農地への影響はないと地区協議会で意見決定しました。

次に 16 番、譲受人は水道設備業を営んでおり、事業拡大により不足する業務車両及び社員の駐車場として申請地を利用したい旨の申請です。現地調査の結果、東は住宅、西は住宅、南は水路、馬入れを挟んで田、北は水路を挟んで道路となっており、周辺農地への影響はないと地区協議会で意見決定しました。

以上、13 番から 16 番まで再度審議のほどお願いをいたします。

- | | | |
|---------|---|---|
| 議 | 長 | ただいま、第 2 地区協議会より、番号 6 番から 16 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 6 番を許可とすることとし、7 番を保留とし、8 番から 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号 6 番を許可とし、7 番を保留とし、8 番から 16 番を許可とすることに決定いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号 17 番から 19 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 18 番につきましては議案第 2 号、番号 1 番と 2 番の農地法第 3 条の区分地上権についてあわせて報告願います。 |
| 2 2 番委員 | | 議案第 5 号、17 番について報告いたします。第 4 地区協議会において |

基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。17番は一般住宅用地としての申請です。譲受人は借家に住んでおり、将来のことを考え、申請地を取得し、自己の住宅を建設するものであります。現地を確認したところ、西は道を挟んで住宅地、北、東、南は畑になっておりますが、近々に申請が出されるとされる農地であります。周囲の農地には被害を及ぼさないように施工するということになっておりますので、当地区協議会では認可相当と意見決定をいたしました。

再度のご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、18番について報告いたします。議案第2号、1番、2番及び議案第5号、18番について、当地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。議案第2号、1番、2番について、区分地上権の設定に伴う申請です。議案第5号、18番については営農型太陽光発電施設に伴う一時転用の申請であります。なお、譲受人、譲渡人とも同一のため、あわせて報告いたします。

譲受人は申請地を借り受け、営農型太陽光発電施設を設置し、売電収入を得ることで営農者とともに営農基盤の強化を図る優良農地の保全に努めるとのことです。しかしながら、事業の確認、判断することに当たり、発電に関する必要書類等を求めましたが、経済産業省の事業認定通知書が現在申請中ということで確認をとることができず、書類等の不備のため、改めて審査が必要であるとの判断で、本件については保留という意見が決定されました。

第2号、1番、2番及び議案第5号、18番について再度のご審議をよろしく願いいたします。

14番委員

19番について、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。申請人は、建設業、主に太陽光発電事業等を営んでおり、事業の拡大に伴い、太陽光パネルの架台等の露天資材置場として使用するため、申請地を売買にて取得するものです。現地を確認した結果、申請地は、北側は旧354の道路、西側は宅地、南側は上武国道に入る側道になっております。東側は車両置場及び未耕作の田んぼになっており、申請人は転用するに当たり、周辺農地への影響を与えないようにフェンス、また支障が生じた場合は早急に対処するそうであり、周辺農地に支障も問題もないことから、協議会で許可相当と意見決定しました。

番号17番から19番について再度ご審議ほどよろしく願いします。

以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号17番から19番及び議案第2号、番号1番と2番の農地法第3条の区分地上権について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号17番を許可とし、番号18番及び議案第2号、番号1番と2番を保留とし、番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号17番を許可とし、番号18番及び議案第2号、番号1番と2番を保留とし、番号19番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号20番から24番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

7番委員 番号20番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は現在借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、周囲は北、西は道路、東、南は住宅になっており、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほどをよろしく願います。

19番委員 番号21番から23番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

21番について報告いたします。譲受人はアパートに住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、周囲は南、東側は宅地、北側は農地、西側は道路となっており、周辺の農地への支障もないので、許可相当と意見決定いたしました。

続いて、番号22番について報告いたします。譲受人は建設業を営んでおり、現場に近く、支店にも隣接する申請地を取得し、資材置場、駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北、東側は宅地、西、南側は道路となっておりますが、周辺農地には支障はないと思われませんが、十分注意するとのことであり、許可相当と意見決定い

たしました。

続いて、番号23番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり、将来のことを考え、資金の都合もついたため、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、北と東が譲渡人所有の畑、南が譲渡人の宅地、西が道路を挟んで畑となっていますが、周辺農地への支障もなく、問題がないため、許可相当と意見決定いたしました。

21番から23番について再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

15番委員

番号24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人は結婚を機に世帯を構える必要があり、資金のめどが立ち、取得するものです。現地を確認したところ、道路南の東、西は住宅で、道路北も畑の両側が住宅で、周りに何かあれば早急に対処するとのことで、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
委員
議長

ただいま、第5地区協議会より、番号20番から24番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号20番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号20番から24番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号25番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員

番号25番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査を行いました。譲受人は建設業及び不動産業を営んでおり、学校や病院が近く、住環境の良い申請地を取得し、建売分譲住宅として販売したいとのことです。周囲は南が道路、西と東は住宅、北は譲渡人の所有する農地となっております。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号25番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号25番を許可とすることに決定いたしま
す。
なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見
聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田
市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付
することといたします。
また、事務の取り扱いの結果については、来月の定例総会で報告する
ことといたします。
- 議 長 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議
に意見聴取した11月分の許可証の取り扱いにかかわる太田市農業委
員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証
交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求め
ます。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号及び8号の規定による農地転
用届出について8件提出されております。
内訳につきましては、田5筆、1,493.81 m²、畑5筆、2,185.00 m²、計
10筆、3,678.81 m²となっております。いずれの内容につきましては記
載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号及び7号の規定
による農地転用届出について31件提出されております。
内訳につきましては、20ページをごらんください。田28筆、16,865.11
m²、畑24筆、9,641.45 m²、計52筆、26,506.56 m²となっております。
いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書に
ついて、提出件数は10件となっております。内容につきましては記載

のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は20件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規程による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等もないようですので、以上で第29回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年12月9日（月） 午後3時5分